

自然公園制度と国立・国定公園の指定の変遷

年代	公園制度	公園指定	国内外の動向
戦前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和6年に国立公園法制定 ・ 同年、「国立公園ノ選定ニ関スル方針」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原始性の高い山岳の大風景地と伝統的風景観に基づく名勝地の双方の観点から指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界恐慌、戦争などの背景により観光振興と外貨獲得が必要
戦中・戦後		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民精神の涵養、鍛錬、体力向上の観点から国土計画的視点で自然風景地の適正な配置を行うため、人口稠密な地域に国立公園を配置することを検討し、戦後に指定 	
昭和20年台	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和24年の法改正により、国定公園が制度化 ・ 昭和27年、自然公園選定要領の策定。同一の風景型式中、代表する地区1箇所のみを国立公園とする厳選主義での取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和25年より、琵琶湖等の国定公園を指定 ・ 昭和27年に、新たな自然公園候補地を選定（審議会答申） ・ 海岸の風景（海食崖やリアス式海岸等の海の風景）を中心とする国立公園の選定について検討し、昭和30年代より指定 ・ この当時、将来的な国立公園数は20箇所を想定 	

年代	公園制度	公園指定	国内外の動向
昭和30年代		<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和33～34年に、国定公園は主として利用の面を考慮した大都市周辺の公園として選定する方針が示された ・ 昭和37年の審議会でも国定公園候補地が選定され、その後順次指定 ・ 昭和37年の審議会でも国立公園候補地が選定。景観評価において、地被や生物等をより尊重する傾向が強まり、自然性の高い生態系の景観を評価 ・ このころから、国立公園について1風景型式1公園の原則が曖昧に 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和37年に、保護地域に関する情報・意見交換をするための世界フォーラムである第1回世界国立公園会議開催 主な議題は野生生物、国立公園の価値と役割、公園管理問題等
昭和40年代	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当時国際的に指定が推進されていた「海中公園」として、昭和45年に海中公園地区制度が創設 ・ 昭和46年に「自然公園選定要領」を改正。景観要素として野生動物、海中動植物、海中地形を評価することを明示。国立・国定公園区域についての面積要件や一定の原始的な景観核心地域を有すること等の要件を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和43年の審議会において、国立公園の新規指定は厳格に行い、国定公園は①自然保護に重きをおき配置を考慮せず指定する公園と、②大都市周辺に位置して利用性を重視して大都市からの配置に配慮する公園とに区分して候補地を選定する方針が決定 ・ 昭和46年の審議会でも国立公園候補地を選定。サンゴなどの海中景観、野生生物の生息地としての景観を評価対象とした地域を選定 ・ 大系的な自然公園の選定は昭和46年の審議会答申以降行われてない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和45年より、長距離自然歩道整備開始 ・ 昭和47年、自然環境保全法制定 ・ 昭和47年に、世界遺産条約が採択（昭和50年に発効） ・ 昭和47年に、第2回世界国立公園会議開催 主な議題は観光影響、公園管理、各生態系の保全、研修等 ・ 昭和48年、自然環境保全基本方針策定 ・ 昭和48年、自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）開始

年代	公園制度	公園指定	国内外の動向
昭和50年代		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特異な自然環境を有する地域を指定（早池峰） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和51年、「自然環境保全に関する長期計画のための基本的具体的構想」策定 ・ 昭和52年、「環境保全長期計画」策定 ・ 昭和55年、ラムサール条約に日本が署名 ・ 昭和57年に、第3回世界国立公園会議開催。主な議題は保護地域ネットワーク、海洋保護地域、保護地域カテゴリー、国際協力等
昭和60～平成1桁年代		<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和62年に、広大な湿原景観として釧路湿原を指定 ・ 平成2年に、貴重な高層湿原として暑寒別を指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成3年、環境庁レッドリスト作成 ・ 平成4年に、生物多様性条約が採択 ・ 同年、第4回世界国立公園会議開催。主な議題は、生物多様性、海洋、エコツアーリズム等 ・ 平成5年、環境基本法制定 ・ 同年、種の保存法制定 ・ 同年、白神、屋久島が世界自然遺産に登録 ・ 平成6年、環境基本計画策定 ・ 平成7年、生物多様性国家戦略策定

年代	公園制度	公園指定	国内外の動向
平成10年代以降	<ul style="list-style-type: none"> • 平成14年に自然公園法を改正し、国等の責務として「生物の多様性の確保」を追加。里地里山等の管理を目的とした「風景地保護協定」「公園管理団体」、「利用調整地区」の創設 • 平成21年に自然公園法を改正し、目的規定に「生物多様性の保全に寄与する」を追加。海域全体を保護対象とした「海域公園地区」、「生態系維持回復事業」の創設 	<ul style="list-style-type: none"> • 平成16年、「自然公園のあり方について（中間とりまとめ）」を公表 • 平成19年に、里地里山景観として、丹後天橋立大江山を指定 • 同年、公園の分割による効果的な管理を視野に入れ、尾瀬を指定 • 同年、「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言」の公表【参考資料】 • 同年より、国立・国定公園総点検事業を開始 	<ul style="list-style-type: none"> • 平成14年、自然再生推進法制定 • 同年、新・生物多様性国家戦略策定 • 平成15年、第5回世界公園会議開催。主な議題は、保護地域管理、地域社会および民間セクターとの連携、資金問題等 • 平成16年、外来生物法制定 • 同年に開催されたCOP7において、保護地域作業計画（PoWPA）を決議【参考資料】 • 平成17年、知床が世界自然遺産に登録 • 平成19年、第3次生物多様性国家戦略策定【参考資料】 • 平成20年、エコリズム推進法制定 • 同年、生物多様性基本法制定